

サンゴバン・グループ従業員向け株式募集 日本向け補足書類

サンゴバンは、2025年3月10日に予定されている会長及び最高執行役員の決定を条件として、サンゴバン・グループ従業員向け株式募集においてサンゴバン株式の募集を実施する見込みです。以下には、本募集に関し見込まれている条件の概要、各地域における募集に関する情報及び本募集に関する主な税務上の影響が記載されています。

募集の概要

配布されるパンフレット及びその他の資料と併せてお読みください。

従業員向けの増資

サンゴバン株式は、サンゴバンの従業員向け増資に基づき、サンゴバン・グループ会社に参加する全ての資格のある従業員に対して提供される見込みです。あなたの国では、サンゴバン・グループ従業員向け株式募集は、「クラシック・プラン」として募集される見込みです。

申込株式数が募集された株式を上回った場合、申込株式数は減少される可能性があります。このような場合、各参加者は個別に通知されます。また、本年度の日本における募集の申込総額が、83,275,926円以上（過去12か月以内に日本で行われた募集の申込額とあわせて1億円以上）となる場合、<https://peg.saint-gobain.com>において閲覧可能なPEG規則に規定されている引き下げルールに定められる同様の原則に従って、要求された株式数が引き下げられる可能性があります。

資 格

サンゴバン並びにサンゴバンが直接的及び間接的に過半数出資している子会社の現在の全従業員であり、いずれの場合も最低3か月間在籍している者としめます。かかる3か月間は、連続している場合及び連続していない場合のどちらも含むものとしめます。連続していない3か月間を算定する該当期間は、2024年1月1日から、申込期間最終日までとし、かかる従業員は、当該日においても雇用されていなければなりません。

申込期間

申込期間は、2025年3月10日に開始し2025年3月24日に終了する見込みです(当日を含みます。)。本募集に参加するためには、2025年3月24日までに申し込む必要があります。

す。

申込価格

サンゴバン株式の申込価格は、「参照価格」から 20%を割り引いた価格となります。参照価格は、価格決定日(2025 年 3 月 10 日の見込みです。)に先立つ 20 取引日間のサンゴバン株式始値の平均価格に基づいて決定されます。

支払は円によることが求められます。ユーロ/円の為替レートは 2025 年 3 月 4 日に決定される見込みです。

あなたの出資期間中、サンゴバン株式の価値は、ユーロと円の為替レートの変動による影響を受けます。そのため、ユーロの価値が円と比べて高くなった場合、円で表示された株式の価値は増加します。他方、ユーロの価値が円と比べて低くなった場合、円で表示された株式の価値は減少します。

雇用主の拠出

マッチング拠出は予定されていません。

出資金には上限があります

あなたが出資できる最高額は、あなたの 2024 年度の年間報酬総額(賞与を含みます。)又は 2025 年度の年間報酬見込み総額の 25%です。さらに、本年度の日本における募集の申込総額が、過去 12 か月以内に日本で行われた募集の申込額とあわせて 83,275,926 円以上となる場合、サンゴバンの裁量によりかかる 25%の制限が引き下げられる可能性があります。

支払方法

支払は円建てでされます。以下の方法によって支払うことができます。

銀行振込による支払

2025 年 5 月 9 日までに下記口座宛にあなたの出資金を振込むこととなります(振込手数料自己負担)。

振込口座

三菱UFJ銀行

当座預金

麹町中央支店

口座番号 0945523

口座名

サンゴバン(カ)

為替管理

あなたが日本から海外へ向けて支払った申込価額が 3,000 万円を超える場合、支払を行った日の属する月の翌月 20 日までに日本銀行を経由して財務大臣に報告書を提出しなければなりません。

株式の保管

あなたの株式はフランスの銀行である Uptevia 又は場合によっては現地のカストディアンによって引き受けられ、あなたの名義で開設された口座で保有されます。

あなたの資産は 5 年間の凍結期間の対象となります

本募集の下で付与される利益を得ることの条件として、あなたの資産は約 5 年間の凍結期間(2030 年 5 月 1 日まで)の対象となります。かかる期間中は、早期終了事由がない限り(下記「早期終了事由」をご参照ください。)あなたは投資資産の償還ができません。

早期終了事由

次の事情がある場合にのみ、上記凍結期間中にあなたの投資資産の償還を請求することができます。

- (1) 従業員が結婚した場合。
- (2) 子供が産まれた場合又は養子縁組により子供を家に迎えた場合。ただし、従業員の世帯が既に少なくとも 2 人の子供に対し経済上の責任を追っていることを条件とします。
- (3) 少なくとも 1 人の子供の養育を続けている場合で、離婚又はその他裁判所の決定を受けて別居した場合。
- (4) 本人、その配偶者又はその子供が、フランス法に定める障害者となった場合。
- (5) 本人又はその配偶者が死亡した場合。
- (6) 雇用契約が終了した場合。
- (7) 本人、その子供又はその配偶者が、蓄えた資金をフランス法に規定される一定の事業の開始に充てる場合。
- (8) 蓄えた資金を主たる住居の取得又は拡張に充てる場合。
- (9) 従業員の債務が超過し、裁判所が同人の破産手続開始の決定をした場合。

- (10) 従業員に対し、その配偶者、パートナー、シビル・パートナー又は以前の配偶者、パートナー若しくはシビル・パートナーによって、家庭内暴力が振るわれた場合。
- (11) 主たる住居のエネルギー効率改善工事のための資金に充てる場合。
- (12) 電気自動車および／または水素自動車を購入する場合。

上記はフランス法の下で現在認められている早期終了事由規定の概要です。早期終了事由は同法と齟齬がないように解釈され適用されます。上記の早期終了事由のいずれかに該当するものであると依拠する又は依拠しようとする前に、あなたのケースがフランス法の要求する条件を満たしているか確認するため、あなたの雇用主に相談しなくてはなりません。

従業員は、死亡した場合、家庭内暴力を振るわれた場合、障害者となった場合又は雇用契約が終了した場合(この場合には、いつでも請求が可能です。)を除き、当該事由の発生後 6 か月以内に償還の請求を提示しなくてはなりません。詳細は人事課にお問い合わせください。

配 当

2025 年の本プランで申し込まれた株式には、2026 年及びそれ以降に分配される配当を受け取る資格があります(2024 年分として、2025 年に支払われる配当を受け取る資格は有していません。)

各株式につき支払われる全ての配当はあなたに支払われます。

議 決 権

あなたは、あなたの株式に基づき議決権を行使する権利を得ます。

償 還

あなたの投資資産は、約 5 年間の凍結期間の終了時に、又は早期終了事由がある場合にはそれ以前に、換金等が可能となります。その時点で、あなたは投資資産(現金又はサンゴバン株式)の償還請求ができ、又は引き続き株式を保有し続けることもできて、その後はいつでも投資資産の償還ができます。

本募集に関する重要な通知

本募集は、日本の金融商品取引法第 4 条第 1 項本文の規定の適用を受けないものであり、従って当該募集に関して同法に従った有価証券届出書は提出されておらず、今後も提出されません。

投資助言に関する重要な通知

サンゴバン及びその子会社は、本募集に関し投資助言を行っていません。投資はあなた自身が、あなたの経済的資源、投資目標及び他に利用可能な投資対象を考慮に入れて行わなければならない個人的な決定です。本募集への参加は完全に任意によるものです。

日本の居住者である従業員向けの税に関する情報

以下の概要は、(i)日本の税法並びに日本及びフランス共和国との間の二重課税防止条約(その後の改正を含みます。)(以下「条約」といいます。))における日本の居住者であり、(ii)条約の適用を受ける資格を有する従業員に適用される(ただし、特定の場合には適用されない可能性があります。)ことが見込まれる一般原則について説明しています。本概要は、情報提供のみを目的としており、完全又は確定的なものとして依拠すべきものではありません。確実な助言を受けるために、従業員は、サンゴバン従業員向け募集への参加に関する税効果について自身の税務顧問と相談しなくてはなりません。

以下に挙げられた税効果は、全て募集時に有効な日本の税法、税務及び条約に基づいて記載されています。これらの法律、税務及び条約は、時間の経過と共に変更されることがあります。

A. フランスにおける課税

フランスの非居住者に支払われた配当については、フランス国内法に基づき、フランスにおいて75%の源泉徴収税が課されることとなる、フランス税法の article 238-0 A 1, 2 及び 2 bis-1^oで定義される非協力的な国又は地域(NCST)¹に開設された銀行口座に払い込まれる場合を除き、12.8%の源泉徴収税が課されます。

あなたの出資に対して生じたいかなる利益も、フランスにおける課税又は社会保障費の対象とはなりません。

日仏間で締結された租税条約の下、以下でさらに述べる一定の手続きを完了することにより、この税率は10%に引き下げることができます。

あなたが、配当の支払日前に、支払代理人に居住証明書(現地の税務当局によって押印されたフランス財務省様式 5000)を提供した場合、源泉徴収税は10%の軽減税率で課されます。

税法上の居住証明書が配当の支払日前に、支払代理人に提供されなかった場合、源泉徴収税は国内税率で課されます(すなわち、12.8%又は75%)。しかしながら、あなたは、支払年の翌々年の12月31日までに、フランス財務省様式 5000(居住証明書)及び5001(返金要請)をフランス税務当局に提出することで、条約における10%の税率を超過して支払った源泉徴収税の返金を受けることができます。

B. 日本における課税

¹ NCST の一覧表は、毎年修正されうるものです。NCST に認定された国又は地域は、以下のとおりです。アンギラ、イギリス領ヴァージン諸島、パナマ、セーシェル、バヌアツ。

取得時

日本の所得税法上、取得価格の割引については、サンゴバン株式の取得のときに課税がなされます。取得価格の割引金額は、一般的には、給与所得として課税されるのが近時の実務です。

給与所得として課税される取得価格の割引金額は(i)サンゴバン株式の発行日の市場価格を当日のユーロの円に対する対顧客直物電信売買相場の仲値(TTM)で円に換算した額が(ii)あなたが当該株式を取得するために円貨で支払った価格を上回る額となります。なお、かかる割引金額は、日本の課税上算出される金額であり、従って実際の募集における割引金額よりも多くなり又は少なくなる可能性があります。課税される割引金額は、あなたの給与所得と合計され(通常の給与所得控除は利用できません。)、かかる金額は当該暦年における他の所得と合計されます。合計された総額は、サンゴバン株式を取得した年の翌年3月15日までに通常の累進税率により課税されます。

あなたは、サンゴバン株式を取得した年の翌年3月15日までに確定申告を行う義務がありますが、あなたの雇用者は、課税される割引金額については、2025年6月に支給される予定の給与から、源泉徴収を行います。なお、あなたの雇用者は、サンゴバンがあなたに供与した経済的利益(取得価格の割引金額)に関する調書を所轄税務署に提出する義務を負っています。

あなたの日本における雇用者ではなくその親会社によって割引が提供されていることから、課税される割引金額は社会保障費の対象とはなりません。

配当

サンゴバン株式について支払われる配当は、日本の所得税法に基づき配当所得として課税されます。原則として、あなたはこれらの配当について確定申告をしなければならず、これらの配当を含むあなたの全世界所得が通常の累進税率により所得税法に基づき課税されます²。あなたは、配当を受けた年の翌年3月15日までに、確定申告を行い対応する税金を支払わなければなりません。

ただし、(i)あなたの給与所得が2,000万円以下であり、かつ、(ii)あなたの給与所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合には、原則としてあなたは確定申告をする必要はありません³。この場合、サンゴバン株式の配当は日本の所得税の対象とはなりません。

² サンゴバン株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、サンゴバン株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、原則として他の所得とは分離されて20.315%の税率で所得税が課されます(地方税及び復興特別所得税を含む)。

³ ただし、上記「取得時」の項目に記載のとおり、サンゴバン株式の取得の際には、取得価格の割引金額は給与所得として取扱われるものの、これを合計したあなたの給与所得が2,000万円以下であっても、確定申告が必要となります。

ません。

配当に関して日本の所得税を支払うかどうかにかかわらず、あなたの所得(サンゴバン株式の配当を含む⁴)は、日本の地方税法に基づき、10%の税率(固定税率)で地方住民税が課されます。

配当は社会保障費の対象とはなりません。

償還時

あなたは、あなたのサンゴバン株式を売却しない限り、5年間の凍結期間終了時に課税されることはありません。

あなたがサンゴバン株式を売却した場合、サンゴバン株式の売却による譲渡益は、譲渡益以外の所得とは分離されて課税対象となり、譲渡益に対する税額(地方税を含む)は、原則として、かかるサンゴバン株式の売却手取金からみなし取得原価を控除した残額の20.315%となります。

本募集に基づき取得したサンゴバン株式以外のサンゴバン株式を保有していない場合は、税務上、あなたが保有する各サンゴバン株式のみなし取得原価は、原則として、全サンゴバン株式の発行日時点におけるサンゴバン株式の市場価格の総額を、サンゴバン株式の合計数で除して計算するものとします。

原則として、サンゴバン株式の売却によりあなたに生じた譲渡損失は、その年に生じた株式等の譲渡益から控除することができます。ただし、サンゴバン株式が譲渡時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、サンゴバン株式の譲渡により生じた譲渡損失は、翌3年間に生じた上場株式等及び一定の公社債の譲渡益から繰越控除されます⁵。

譲渡益の計算の前提となる売却価額は、日本の課税上、譲渡の日の為替レートで円貨に換算されることにご留意下さい。従って、為替レートの変動は譲渡益に反映されることになります。

譲渡益は社会保障費の対象とはなりません。

⁴ サンゴバン株式が配当時に上場されており、その他の一定の要件も満たしている場合、サンゴバン株式についてあなたに支払われる配当は、確定申告書において選択することにより、他の所得とは分離されて5%の税率で地方税が課されます。

⁵ 譲渡損失が生じた年と同じ年に他の上場株式等から生じた配当所得又は一定の公社債から生じた利子所得を有する場合、その他の一定の要件(あなたが所定の事項を記載した確定申告書に所定の書類を添付して提出することを含みます。)が満たされることを条件として、譲渡損失を当該配当所得又は利子所得と相殺することができます。